

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

| コース区分  | 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額    |                |
|--------|----------------|-----------|----------|----------------|
|        |                |           | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 |
| 30円コース | 30円以上          | 1人        | 30万円     | 60万円           |
|        |                | 2～3人      | 50万円     | 90万円           |
|        |                | 4～6人      | 70万円     | 100万円          |
|        |                | 7人以上      | 100万円    | 120万円          |
|        |                | 10人以上※    | 120万円    | 130万円          |
| 45円コース | 45円以上          | 1人        | 45万円     | 80万円           |
|        |                | 2～3人      | 70万円     | 110万円          |
|        |                | 4～6人      | 100万円    | 140万円          |
|        |                | 7人以上      | 150万円    | 160万円          |
|        |                | 10人以上※    | 180万円    | 180万円          |
| 60円コース | 60円以上          | 1人        | 60万円     | 110万円          |
|        |                | 2～3人      | 90万円     | 160万円          |
|        |                | 4～6人      | 150万円    | 190万円          |
|        |                | 7人以上      | 230万円    | 230万円          |
|        |                | 10人以上※    | 300万円    | 300万円          |
| 90円コース | 90円以上          | 1人        | 90万円     | 170万円          |
|        |                | 2～3人      | 150万円    | 240万円          |
|        |                | 4～6人      | 270万円    | 290万円          |
|        |                | 7人以上      | 450万円    | 450万円          |
|        |                | 10人以上※    | 600万円    | 600万円          |

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 「引き上げる労働者数」の考え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

#### <例：事業場内最低賃金979円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**  
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**  
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**  
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**

■ 引上げ人数は2名とカウント



### 助成率

|                  |            |
|------------------|------------|
| 900円未満           | 9/10       |
| 900円以上<br>950円未満 | 4/5 (9/10) |
| 950円以上           | 3/4 (4/5)  |

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

|            |                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ① 賃金要件     | 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者                                                   |
| ② 物価・高騰等要件 | 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者 |

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

| 助成対象経費                                                                                     | 一般事業者 | 特例事業者<br>(②のみ) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| 生産性向上に資する設備投資等                                                                             | ○     | ○              |
| 生産性向上に資する設備投資等のうち、<br>・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車<br>・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 | ×     | ○              |

### 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

#### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の改善を促すためのヒント集です。申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、流行りのある料理を一度に2食（両手）分の配膳しきれなかったりするため、特に忙しな時間帯においてより多くの配膳ができるよう検討しました。

**実施結果** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やさず、かつ可能にしたいと考え、そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入しました。

※ 配膳業務を効率化したい（社長）

＜導入前＞ 配膳業務は手作業で行っていたため、従業員の負担が増え、配膳ミスや遅延が発生していた。

＜導入後＞ 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**効果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のおかげ 中小企業診断士の提案

#### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には、送迎車は狭い道や坂道を走行する必要があるため、送迎時間が長くなり、洗濯物は乾燥機が壊れたため、洗濯物の乾燥に手間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車椅子や乾燥機の導入による業務効率化を検討した。

**実施結果** 送迎時の送迎、洗濯物干しや買い出し、買い出しの負担を軽減したいと考え、そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

※ 送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

＜導入前＞ 車椅子利用者の送迎時間は長く、買い出しは重い荷物を持ち、洗濯物の乾燥も大変だった。

＜導入後＞ 車椅子利用者の送迎時間及び買い出し時間が半減、洗濯物干し及び買い出しの負担が軽減された。

**効果** リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出しの負担が半減し、洗濯物干し及び買い出しの負担が軽減された。

助成金活用のおかげ 社会保険労務士の提案

### 賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（928円→979円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（928円→979円）を完了（※）

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が979円である旨、定めていただく必要があります。

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（928円→979円）を実施

対象外